

第 1 回函館市公害防止条例改正検討委員会会議録															
開催日時	平成 2 9 年 5 月 3 0 日（火） 1 0 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分														
開催場所	函館市環境部 4 階大会議室														
議 事	1 委員長の選出について 2 函館市公害防止条例改正検討委員会の運営について 3 函館市公害防止条例の見直しについて														
出席委員	笠井亮秀委員 桜井泰憲委員 佐藤幸世委員 佐藤哲身委員 永盛恒男委員 (計 5 名)														
欠席委員	なし														
事務局出席者の職・氏名	<table> <tr> <td>環境部長</td><td>湯浅隆幸</td></tr> <tr> <td>環境対策課長</td><td>栗谷正尚</td></tr> <tr> <td>環境対策課主査</td><td>橋野誠司</td></tr> <tr> <td>環境対策課主査</td><td>柳町琢也</td></tr> <tr> <td>環境対策課主査</td><td>奥野秀光</td></tr> <tr> <td>環境対策課主事</td><td>西川太一</td></tr> <tr> <td>環境対策課主事</td><td>小塚陽介</td></tr> </table> (計 7 名)	環境部長	湯浅隆幸	環境対策課長	栗谷正尚	環境対策課主査	橋野誠司	環境対策課主査	柳町琢也	環境対策課主査	奥野秀光	環境対策課主事	西川太一	環境対策課主事	小塚陽介
環境部長	湯浅隆幸														
環境対策課長	栗谷正尚														
環境対策課主査	橋野誠司														
環境対策課主査	柳町琢也														
環境対策課主査	奥野秀光														
環境対策課主事	西川太一														
環境対策課主事	小塚陽介														

橋野主査	定刻となりましたので、ただ今から、第1回函館市公害防止条例改正検討委員会を開催します。 私は、本日の進行を務めます、函館市環境部環境対策課の橋野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本日の会議は、委員全員が出席しておりますので、函館市公害防止条例改正検討委員会設置要綱第6条第3項の規定により成立していることを報告します。 それでは、お手元に配布しております「次第」に沿って順次進めてまいります。 まず、開会にあたり、函館市環境部長の湯浅より挨拶申し上げます。
湯浅部長	おはようございます。函館市環境部長の湯浅でございます。 函館市公害防止条例改正検討委員会を開催するにあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、大変お忙しい中、また、遠方からもお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 また、委員就任につきまして、快くお引き受けいただきましたことを重ねて御礼申し上げます。 さて、本市の公害防止条例ですが、昭和47年に制定し、その翌年から施行され、本市の公害防止に関し一定の成果を挙げてきたものと考えておりますが、施行後44年が経過し、その間、公害関係法令の整備拡充、企業における環境意識の向上と環境・公害対策の推進、本市の環境の状況の改善等により、本条例による規制の対象や規制基準等について、その必要性を含め検討すべき時期に至っていると考えたところでございます。 委員の皆様におかれましては、本市の公害防止条例が適正な規制内容となりますよう、お力添えをいただきたくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。 【別の公務のため、湯浅部長退席】
橋野主査	続きまして、配布しております資料1の委員名簿をご覧くださいます。名簿の順に従い、委員の皆さまを紹介します。 まずはじめに、笠井亮秀委員でございます。 次に、桜井泰憲委員でございます。 次に、佐藤幸世委員でございます。 次に、佐藤哲身委員でございます。 最後に、永盛恒男委員でございます。 以上、委員の皆さまをご紹介申し上げます。どうぞ、よろし

	くお願いします。
橋野主査	続きまして、委員会の事務局職員を紹介させていただきます。 まずはじめに、環境対策課の栗谷課長でございます。 次に、環境対策課の柳町主査でございます。 同じく、奥野主査でございます。 同じく、西川主事でございます。 同じく、小塚主事でございます。 この委員会の運営については、環境対策課の職員が担当することとなりますので、よろしくお願いします。
橋野主査	次に、次第の5「議事」に入ります。 議事の(1)「委員長の選出について」ですが、 委員長を選出する前に、委員の任期について説明します。 当委員会においては、公害の防止に関する施策や規制など条例を改正するにあたり必要な事項を検討協議していただくこととなります。 委員会の会議は、9月を目途に最大5回程度を予定しており、この中で検討結果報告書を取りまとめ、市長へ報告することとなります。 設置要綱第4条の規定により、委員の任期は検討結果を市長に報告する日までとなるので、おおよそ9月頃が委員の任期となります。 また、委員会も、この時点で廃止となりますが、その後は、市の方で条例改正案を成案化、環境審議会での意見聴取、パブリックコメントを実施したうえで、市議会に条例案を提出し、来年度の施行を目指すこととなります。 委員会が廃止となった後も、委員の皆さまには、進捗状況等について随時お知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 それでは、「委員長の選出」に入ります。 ここでは、本委員会を代表し、会議の議長となるなど会務を総理することとなる委員長を選出します。 選任の方法は、設置要綱第5条第1項の規定により、「委員長は、委員の互選により定める」こととなっております。 そこで、皆さまにお諮りをしますが、いかがいたしましょうか。
永盛委員	事務局に一任したいと思います。いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
栗谷課長	事務局の案として、地元の北海道大学大学院水産科学研究院の教授として長く勤められ、現在は北海道大学名誉教授であり、また、中央環境審議会の専門委員や知床世界自然遺産地域科学委員

	会の委員を歴任されております「桜井委員」に委員長をお願いしたいと存じますが、皆さまいかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
橋野主査	それでは、桜井委員におかれましては、ご承諾いただけますでしょうか。
桜井委員	はい。お引き受けします。
栗谷課長	桜井委員、ありがとうございます。
橋野主査	続きまして、委員長が会議に出席できない場合などに委員長の職務を代理することとなる「職務代理者」の選出でございます。 設置要綱第5条第3項の規定により、「委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」こととなっており、この場で委員長にご指名いただき選出するのが通例ではございますが、仮に今、この場で職務代理者を1名定めても、場合によっては委員長・職務代理者ともに不在となり、委員会が開催できなくなる事態を生じる可能性もあります。 そこで、事務局からの提案として、職務代理者については、今、この場で1名定めるのではなく、委員長の都合が悪くなったのが判明した段階で、会議に出席可能な委員の中から委員長が指名する、つまり、職務代理者を1名に固定するのではなく、状況に応じ、必要な都度定めることにしてはどうかと考えているところです。この件につきまして、皆さま、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
橋野主査	それでは、職務代理者については、必要となった都度、定めていくこととします。 これをもちまして、議事の(1)「委員長の選出について」を終了します。 ここで、桜井委員長におかれましては、中央の委員長席に移っていただき、会議の議長として、この後の進行をお願いしたいと存じます。
桜井委員長	委員長に選出されました、桜井でございます。どうぞよろしくお願いします。 早速、議事の(2)「函館市公害防止条例改正検討委員会の運営について」に入ります。 この議事については、本委員会の会議に関して、何をどこまで公開あるいは非公開にするのか、という本委員会の運営に関わる事項を定めてまいります。 事務局案があるようなので、説明をお願いします。
橋野主査	【資料3について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。ただ今、事務局から説明のあった件

	について、何か質問等がありましたら、お願いします。
各委員	(異議なしの声)
桜井委員長	それでは、資料３のとおり決定することとします。 次に、議事の(3)「函館市公害防止条例の見直しについて」に入ります。事務局の方から説明をお願いします。
栗谷課長	【資料４について説明】
桜井委員長	ありがとうございました。説明いただいた「函館市公害防止条例の見直し」について、質問や意見を伺いたいと思います。
佐藤(幸)委員	大気関係であれば、市条例・規則の対象施設は、法の対象外の施設をカバーしているものと思われそうですが、法の規制対象と条例の規制対象との関係を明確にする必要があると思います。 次に、市では法に従って様々な物質を調査・計測していると思いますが、公害防止条例の見直しをする観点から、それらに対して環境部はどうしていきたいのか。話せる範囲で説明していただければと思います。
栗谷課長	公害関係法令、北海道条例、市条例の関係ですが、同じ種類の規制対象施設であっても、規模要件によって、法が適用となる規模、北海道条例が適用となる規模、市条例が適用となる規模というように複雑になっておりますので、次回以降の委員会資料において、図式化するなどし、わかりやすい形で説明してまいります。 改正理由につきましても、例えば市条例が規制対象としているボイラー等の煙突から排出されるガスに含まれる硫黄酸化物であれば、条例施行からこれまでの間に燃料に含まれる硫黄分が低下してきていることや、そもそも硫黄分を含まない燃料に変わってきていますので、各種データをお示しし説明してまいります。 次に市が法により常時監視しているもののうち、近年、クローズアップされている物質に微小粒子状物質、いわゆるPM_{2.5}があり、その国内発生源の一つとして、ガソリンベーパー（ガソリン蒸気）が挙げられています。これは、PM_{2.5}や光化学スモッグの原因の一つと考えられており、PM_{2.5}などの環境基準を複数年にわたり達成できない自治体では、条例でガソリンベーパー回収の義務付けや指導を行っているほか、回収装置を搭載した自動車の普及に向けた法改正を国に要望している自治体もございます。本市では、PM_{2.5}は環境基準を達成しており、光化学スモッグもこれまで発生したことがありませんので、市条例でガソリンベーパーの回収について義務付けなどすることは現時点では考えておりません。本市においてPM_{2.5}の濃度が高くなるケースは、本市のみならず全国的に濃度が高くなる場合と重なるため、国外からの越境によるものと考えております。

	次に、ベンゼン等につきましては、環境基準を大きく下回っているため、現時点で市条例による規制は考えておりません。昨年から測定を開始したアクリルニトリルなどの大気汚染にかかわる優先取組物質についてですが、指針値がある物質は基準を達成しておりますが、昨年から測定を始めたばかりであり、データ数が少なく、ご議論いただく状況になっておりません。今後、データ収集に努め、国や北海道の状況を見極めて対応してまいりたいと考えております。
永盛委員	確認ですが、函館市環境基本条例の公布は平成11年、函館市の公害防止条例の公布は昭和47年でよろしいですか。
栗谷課長	そのとおりです。
佐藤(哲)委員	騒音に関係する部分ですが、国の規制のかからないものを条例で規制していると思いますが、例えば拡声機は環境基準が無いですし、環境基準の対象にならないものは、規制基準を決めにくいということがあると思います。市条例では拡声機は規制対象となっているようですが、具体的に何デシベル以下にするとか、どのような方法で決めていくのか、なかなか難しいと思います。
栗谷課長	拡声放送の規制については、いろいろな考え方があると思いますが、当市の実態を踏まえ他都市の基準を参考にせざるを得ないと思います。拡声放送についてはかなりの自治体で規制対象としておりますので、道内他都市や中核市の状況をお示しし、ご議論いただくことを考えております。
佐藤(哲)委員	騒音の苦情が多いようですが。
栗谷課長	そのとおりです。
佐藤(哲)委員	拡声放送もあるのですか。
栗谷課長	これまでに拡声放送に対する苦情は市に寄せられております。 例えば、街頭放送に対する苦情ですとか、函館では、朝に移動販売により取れたてのイカを売るご商売をされている方々がいらっしゃいますが、その掛け声の拡声放送に対する苦情もございます。
桜井委員長	昔は朝早くからイカを売りに来ていて、朝食に食べていましたが、拡声放送が8時以降でなければ駄目ということで、朝に食べられないという不満が逆にあります。いろいろな事例を見ながら柔軟な対応があっても良いと思います。
栗谷課長	条例制定時と違い、近年では様々な屋外イベントも行われるようになり、市条例との関係に対する問い合わせも多くなっております。そのような実態も含め、ご議論いただきたいと思います。
笠井委員	これまで、各種のデータを取っていて、これを見るとずいぶん環境が良くなっていますし、アンケートの結果を見ても、市の目

	標を達成しているところもあるし、達成していないところも平成20年度に比べればすべての数値が上がっているの、すばらしいことではないかと思います。これまで市の環境部の方々が中心となってやられたことに敬意を表したいと思います。 データには出てこないところで、市民の方々が満足していないところがあるというのは、部と部の連携というのか、横のつながりがもう少し進めば、多分もっと良くなるのではないかと思います。 水のことについて、「水辺の自然状況について、自然に配慮した整備とはいえない。」というのは、環境部だけでは難しく、例えば河川局などと連携していかないとできない。横のつながりをこれから意識していただければ良くなると思います。
桜井委員長	環境基本条例の関係になると思いますが、昨日の朝4時半頃、南茅部にて車で行ったのですが、道路に生活ゴミが捨ててありました。知床では御法度です。熊がやってきてこれをあさるので、当たり前のように捨てていると、とても危険です。こういったことが大きな問題にならないとも限りませんので、今まさに言われたように横のつながりがないと解決できないですね。ゴミの投棄対策については何かないのでしょうか。
栗谷課長	ゴミの不法投棄については、廃棄物処理法での規制になっており日本全国どこでも不法投棄は禁止されております。本日5月30日はゴミゼロの日でもあり、6月は環境月間にもなっております。市ではその中で様々な周知啓発や不法投棄パトロールを重点的に行ってまいります。ただ、実態的にはやはり市民のモラルに頼るところが大きいです。以前よりは不法投棄は少なくなっていますが、どうしてもゴミを捨てる方がいるのが現実です。市では不法投棄者が判明した場合は当然に相手側に指導し、ゴミを適正処理させます。悪質な場合には、警察とも連携して対応しております。
桜井委員長	捨てるという行為が野生動物に対して影響を与えて、人に被害が出るという流れもありますので、むしろ捨てるは駄目だよといくら言っても駄目なんです。結果として自分達に危害が及ぶことになるということも言える。駄目と言うだけでなく、それに伴う影響というものを逆にアピールするという形で自覚を促すことが必要だと思います。
栗谷課長	わかりました。
永盛委員	平成5年に公害対策基本法が廃止され、同年に環境基本法が制定されています。市では、平成11年に環境基本条例を制定するときに、公害防止条例との関係をどの程度意識されたのですか。

栗谷課長	平成１１年に環境基本条例制定に伴う公害防止条例の一部改正を行っております。その内容は主に規定の整備と認識しておりますが、改正内容につきましては改めてお示ししてまいります。
永盛委員	資料７の７ページ、環境基本条例附則第３項において、「公害防止条例の一部を次のように改正する」となっており、「次のよう略」になっているので、略されている内容を後ほどお知らせください。
栗谷課長	わかりました。
佐藤(幸)委員	資料６の公害防止条例施行規則ですが、別表に特定施設の種類や規制基準が載っていますが、悪臭に関する規制基準はどこにあるのでしょうか。
橋野主査	悪臭の規制基準は、市条例に定めておりません。届出を要する特定施設だけ定めています。
柳町主査	悪臭防止法では、市が定める規制区域内のすべての事業活動に規制がかかることになっておりますが、法では悪臭発生施設を定めておりません。このため、北海道条例、市条例においては悪臭発生施設を把握することを目的に届出対象としています。
桜井委員長	函館は夏になると浜風が吹きますが、食品加工関係は港の近くにあり、浜風が吹くとその臭いが窓を開けていると入ってきます。
永盛委員	仕事で盛岡に行ったときのことですが、ＪＴがあり、香料の臭いがきつくて、甘い香りだが悪臭と言えるのか、感覚的なものは難しいですね。
栗谷課長	本市では、悪臭防止法に定めるアンモニアなどの特定悪臭物質に対する排出規制を行っておりますが、他の自治体では、臭いに対する臭気指数により規制を行っているところもございます。悪臭防止に関する事項につきましては今後の委員会で説明してまいります。
佐藤(幸)委員	ある人にとっては気持ちの良い臭いであっても、他の人にとっては悪臭となる場合があります。仕事がこの臭いで成り立っているものもありますので、それまでも規制するとなるその産業の育成を阻害するということにもなります。臭気指数という網をかぶせたとしても、海産物工場を特定施設として規制したとしても風下で臭いはします。そういう点では規制という対応ではない対応方法も必要かと思います。
笠井委員	アンケートで、大気環境の空気の満足度は平成２８年度で８２．８％の人が満足されている訳で、目標値を上回っている。こういう状況にある中で、市の環境部としては今後どういう方向に行こうとしているのですか。
栗谷課長	この結果は、これまで環境部で行ってきた各種施策が、市民か

	ら一定の評価をいただいたものと思います。一方、市条例の規制対象は、昭和47年の制定時から変わらず、その間に様々な環境法令の整備や事業者の自主的な取り組みなどもあり、条例制定時の社会状況と大きく変化しています。例えば、大気につきましては、大気環境の状況は改善されておりますので、現在の市条例に規定する大気に係る規制の多くを見直しすることも考えております。 一方、水や騒音の環境基準は達成しておりますが、市民の満足度は市の環境基本計画に定める目標を達成しておりません。満足していない理由を見ますと公害・水質というよりは、例えば河川で見ますと、川への不法投棄や河川整備上の理由により満足度が上がらない部分もありますので、この委員会の所掌範囲と照らし合わせながらご議論いただけるよう資料などを整理してまいります。
佐藤(哲)委員	環境基準も、人によっては感じ方が違うことを前提としています。どのようにして環境基準の数値を決めているかという、非常にうるさいと悩まされている人が全体の何十%いるかという数値で決められています。例えば、基準を30%の人が非常にうるさいと感じる数値に決めた場合、当然最初から30%の人は満足できないという状況になります。それを100%満足することとすると、とんでもなく低いレベルで規制しなければならなくなる。このような部分をどう考えていくか、何かうまいことを考えなければと思います。
栗谷課長	市としてもそこが非常に難しいところと考えております。そもそも環境基準は委員からのお話しのとおり全ての人が満足する値ではありません。 私たちが苦情対応に行っても、苦情の相手方は法や条例の基準は守っていますが、苦情申し立て者はその状況を説明しても納得していただけないケースもございます。両者にご理解をいただく妥協点をなんとか見つけていくという対応を担当者が一生懸命やっているのが実態です。完全に線を引くのは非常に難しいです。特に騒音は難しい対応を迫られるケースが多い分野です。
桜井委員長	その他何かありませんか。
各委員	(特になし)
桜井委員長	事務局は何かありますか。
栗谷課長	次回の委員会は、6月27日(火)に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。
桜井委員長	第1回函館市公害防止条例検討委員会を終了いたします。 ありがとうございました。